

一般廃棄物収集運搬業 許可証

一般廃棄物処分業

横浜市資事指令第1732号

令和7年4月1日

住 所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17番地3

氏 名 株式会社 グーン

代表取締役 藤枝 慎治 様

横浜市長 山 中 竹 春



令和7年1月22日に申請のありました一般廃棄物処分業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可します。

1 許可番号

第 1133 号

2 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎(木くずに限る)

(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。)

3 許可期限

令和9年3月31日

4 許可の条件

(1) 処分に伴う一般廃棄物の保管量は、2,678m³ 以内 とする。

(2) 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。

(4) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

5 処理施設等の所在地

横浜市金沢区鳥浜町17番地3

6 処理施設の種類及び処理能力

破碎施設(340.56t/日)

7 許可年月日

新規許可年月日: 平成15年6月2日

許可更新年月日: 令和7年4月1日

変更許可年月日: 年 月 日

再交付年月日: 年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、横浜市長を被告として(横浜市長が被告の代表者となります。)訴訟を提起することができます。